

発議第 1 号

令和 8 年 3 月 1 6 日

木祖村議会
議 長 栗 屋 正 一 様

提案議員
木祖村議会議員 奥原 當

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、
薬の追加負担を行わないことを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項及び
第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 日 議 決

木 祖 村 議 会 議 長

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、 薬の追加負担を行わないことを求める意見書(案)

政府は2025年12月、OTC類似薬77成分1100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金(薬剤の25%)」として追加負担を求めることを決定した。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、^{じん}蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になることが予想されています。

政府は「(受診せず)市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげているが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はない。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきである。

2025年12月の財務・厚労大臣折衝の合意では、将来的に「OTC医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とし、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げはおり込み済みです。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題です。

よって、下記の事項について要望します。

記

1. すべての国民が必要な医療を受けることができるよう、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年 月 日
木祖村議会議長

(提出先)内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長